■子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法において、次のとおり、就学前の子どもに対す る給付と認定区分が設けられています。

| Α | 子ど | ものための 教育 | 従来の「支給認定」が「教育·保育給付認定」に改められました。 | | |
|-------------|------|-------------------------|--|-------------------|---|
| 未就学児の 年齢 | | 満3歳以上 | | 満3歳未満 | |
| 認力 | 包分 | 1号認定 (第19条第1号) | 2号認定 (第19条第2号 | | 3号認定 (第19条第3号) |
| 保育必要量 | | 教育標準時間 | 保育短時間 保育標準時間 | | 保育短時間 保育標準時間 |
| 施設利用区分 | | 教育利用 | 保育利用 | | |
| 保育の | の必要性 | なし | あり | | |
| 対象施設等 | | ◇幼稚園(新制度移行済) ◇認定こども園 | ◇認可保育園◇認定こども園(◇企業主導型保育事業(地域枠)) | | ◇認可保育園 ◇認定こども園 ◇地域型保育事業 (小規模保育等) (◇企業主導型保育事業 (地域枠)) |
| 利用者負担額 | | 【満3歳以上】 無償化 | 【3~5歳児クラス】 無償化 | 住 戶 ⇒住民 | 【〇〜2歳児クラス】 R税非課税世帯のみ 無償化 税課税世帯は、保護者の住民 に応じて市が負担額を決定 |

新制度の幼稚園や認定こども園の 教育利用には、こちらの認定が必要です。 認可保育園、認定こども園等の保育利用には、 こちらの保育の必要性の認定が必要です。

無償化に伴い「施設等利用給付認 子育てのための 定」が新設されました。 _____ 【3~5歳児クラス】 【O~2歳児クラス】 満3歳以上 未就学児の ※ 満3歳到達日以後最初の 年齡等 3月31日を経過しているヨ 住民税非課税世帯のみ 新 1号認定 新 2号認定 新 3号認定 認定区分 (第30条の4第1号) (第30条の4第2号) (第30条の4第3号) あり なし 保育の必要性 ◆幼稚園(新制度未移行) ◆預かり保育事業 〔満3歳~〕 ◆国立幼稚園 ◆認可外保育施設 ◆一時預かり事業 対象施設等 ◆特別支援学校幼稚部 ◆病児保育事業 ◆子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)

新制度未移行の幼稚園等の利用料を です。

預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料を 無償化するためには、こちらの認定が必要 ||無償化するためには、こちらの保育の必要性の認定 が必要です。